

# 装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針のポイント

## 第1章 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

- ▶ 防衛産業の重要性はますます高まっている一方で、収益性の低さやレピュテーションリスク等により、防衛事業からの撤退が進み、**基盤の弱体化が進展**。
- ▶ 加えて、サイバー攻撃や外国政府による輸出規制等、**新たなリスクが顕在化**。
- ▶ ロシアによるウクライナ侵略のような**国際秩序に対する深刻な挑戦**に対しては、**防衛生産・技術基盤を含む我が国の総合的な国力と、同盟国・同志国等との連携により、対応すべき**。

## 第2章 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

- ▶ 各国による技術の囲い込みが進展する中、**基盤を国内に維持し、強化する必要性は一段と高くなっている**。
- ▶ **プライム企業のみならずサプライヤーも含めたサプライチェーン全体を対象に取り組む必要**。
- ▶ 装備品等の取得に当たっては、**国内基盤を維持・強化する観点を一層重視**。  
**国産による取得を追求する分野を明示するとともに、国産を優遇する制度の考え方を記載**。
- ▶ **技術の取り込みや他国とのサプライチェーンの相互補完を見据え、国際協力を戦略的に推進**。
- ▶ **装備移転は、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法違反の侵略や武力行使、武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段**。
- ▶ 国際競争力を高めるため、**防衛事業比率が高い企業を主体とした防衛産業の構築が重要なるも、個々の企業の組織の在り方は各社の経営判断によるものであり、官民間での意見交換が必要**。

## 第3章 本法に基づく措置に関する基本的な事項

- ▶ 法律に基づく措置について、法律や政省令等と一体をなすものとして、基本的な考え方を記載。

## 第4章 基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項

- ▶ 法律に基づく措置以外の、基盤強化のための取組に係る方向性を記載。  
この際、防衛事業のレピュテーションリスクを低減させていくため、**政府として防衛産業の重要性等を積極的に周知**。
- |                         |                    |               |
|-------------------------|--------------------|---------------|
| (1) 防衛事業の魅力化（適正な利益の算定等） | (4) 撤退企業への適切な対応    | (7) 機微技術管理の強化 |
| (2) 企業の競争力・技術力の維持・強化    | (5) 強靱なサプライチェーンの構築 | (8) 装備移転の推進   |
| (3) 防衛産業の活性化（新規参入促進）    | (6) 産業保全の強化        | (9) FMSの合理化   |